**業務委託契約書（請負型）**

●●株式会社（以下「甲」という。）と、●●株式会社（以下「乙」という。）は、甲が乙に対して業務を委託し、乙がこれを請け負うことについて、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

**第1条（目的）**
甲は、乙に対し、甲の業務の一部を委託し、乙はこれを請け負い、成果物を納品することを目的とする。

**第2条（定義）**
本契約において使用する用語の定義は、次のとおりとする。
1.「業務」とは、本契約に基づき甲が乙に委託する業務内容をいう。
2.「成果物」とは、乙が業務を遂行した結果として甲に納品する納品物をいう。
3.「知的財産権」とは、著作権法、特許法、商標法等に基づく一切の権利をいう。

**第3条（業務内容）**

1. 甲は、乙に対し、別紙仕様書に定める業務を委託する。
2. 乙は、善良なる管理者の注意をもって業務を遂行するものとする。
3. 業務内容の変更は、甲乙協議のうえ、書面による合意で行う。

**第4条（再委託の禁止）**
乙は、甲の書面による事前承諾なく、第三者に業務を再委託してはならない。

**第5条（成果物の納品）**

1. 乙は、成果物を期日までに甲に納品するものとする。
2. 成果物の納品にあたり、甲は検収を行い、合格した場合に受領とみなす。

**第6条（報酬及び支払条件）**

1. 甲は、乙に対し、本契約に基づく報酬を別紙に定める額で支払う。
2. 支払時期及び方法は、別途定めるところによる。
3. 業務未遂行または不完全履行の場合、甲は報酬の減額又は支払拒絶ができる。

**第7条（遅延損害金）**
乙が納期に遅滞した場合、甲は遅延損害金を年●％の割合で請求できる。

**第8条（権利の帰属）**

1. 成果物に係る著作権・特許権その他の知的財産権は、甲に帰属する。
2. 乙が業務遂行過程で独自に開発した成果については、乙に帰属する。
3. 権利帰属に関し疑義が生じた場合、甲乙協議のうえ定める。

**第9条（秘密保持）**

1. 乙は、業務遂行にあたり知り得た甲の秘密情報を第三者に漏洩してはならない。
2. 本条の義務は、本契約終了後も●年間存続する。

**第10条（契約期間）**

1. 本契約の有効期間は、契約締結日から●年●月●日までとする。
2. 期間満了前に甲乙協議のうえ更新することができる。

**第11条（契約の解除）**

1. 甲は、乙が次の各号に該当した場合、何らの催告なく本契約を解除できる。
(1) 本契約に違反したとき
(2) 支払停止、破産手続開始の申立てを受けたとき
(3) その他、契約の継続が困難と認められる事由があるとき
2. 前項の場合、乙は甲に対して損害賠償義務を負う。

**第12条（損害賠償）**
乙は、本契約違反により甲に損害を与えた場合、直接・間接を問わずこれを賠償しなければならない。

**第13条（不可抗力）**
天災地変その他不可抗力により契約履行が不可能となった場合、甲乙は互いに責任を負わない。

**第14条（契約終了後の措置）**

1. 本契約終了時、乙は甲から受領した資料・データを返却または消去する。
2. 成果物に関する未完部分については、甲乙協議により取扱いを定める。

**第15条（協議解決）**
契約に定めのない事項や疑義が生じた場合、甲乙は誠意をもって協議し解決する。

**第16条（合意管轄）**
本契約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約締結の証として、本書二通を作成し、甲乙記名押印のうえ各一通を保有する。

●年●月●日

甲：●●株式会社
住所：
代表者：

乙：●●株式会社
住所：
代表者：